

タンDEM自転車走行に関するアンケートの結果等及び今後の対応

平成27年2月26日

担 当 課	警察本部交通企画課
担 当 者	安達
連 絡 先	0857-23-0110

1 アンケート結果を反映した事業の状況

鳥取県道路交通法施行細則の改正により、平成27年中（時期未定）にタンDEM自転車の走行を可能とするものですが、アンケート結果により、「一部路線に限定すること」「運転者の年齢制限を定めること」を要望する意見が多かったことから、これらの意見を踏まえて改正を検討しているところです。

2 記述意見に対する対応方針

<設問> 自由意見欄について

意 見	対応方針
タンDEM自転車に限らず、自転車の交通マナーが悪いと感じることが多々あるため、中高生や高齢者を中心に学校等での交通安全指導や社会実験などを通して周知させてほしい。	自転車の安全利用について安全教育や各種交通安全講習において広く周知を図っているところであり、今後も自転車の安全利用の広報を継続していきます。
誰にでも乗れるものか、また、車両が通常の自転車より長いので、通行の妨げになる可能性もあるなど、どこでも走行させるのには不安がある一方、二人で県内の海岸沿いの道路を走ったりすれば爽快な気もするし、視覚障がい者の方も乗ることができるようになり、便利だと思う。まずは安心して走れる道路から解放し、安全性を確保したうえで広げていくのが良いと思う。	実際にタンDEM自転車の走行実験や道路実査を行っております。それらの結果や、このアンケート結果を踏まえて、タンDEM自転車が安全に走行することができる道路の選定を検討しています。また、安全を考慮して運転者については年齢制限を設け、視覚障がい者の方も安心して安全にタンDEM自転車に乗ることができるよう検討しています。
タンDEM自転車についての情報が不足していて実感がわかないが、危険なイメージが大きい。	現時点では、鳥取県内におけるタンDEM自転車の2人乗りは禁止されていますが、タンDEM自転車の走行が可能になった際は、県内でも目にする機会があると思います。周知期間を設け、広く広報をしていき、県民の方のご理解をいただくようにしていきます。